

NPO 法人八代市スポーツ協会

スポーツ傷害見舞金規約施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、NPO 法人八代市スポーツ協会スポーツ傷害見舞金規約（昭和48年4月1日施行。以下「規約」という。）の施行について定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この細則における用語の意義は、規約に定めるところによる。

(活動の定義)

第3条 規約第2条に規定する「体育活動および身体的、組織的運動(野外活動を含む)であって、健康と体力づくりのために行われる団体活動」とは、同条各号に定める団体が主催または共催する活動に参加するために、所属する団体が計画的に行う練習に参加する場合をいう。なお、前記以外で個人として活動する場合やスポーツ活動と関係のない事故については除く。

2 見舞金の適用対象となる時間は、スポーツ活動に係る準備から後片付けまでとする。

3 見舞金の適用対象となる場所は、スポーツ活動の会場内のみとする。

(見舞金期間の更新)

第4条 会員が見舞金の期間の更新を行う場合は、規約第4条の規定にかかわらず、見舞金の期間が満了する30日前から受け付けることにより、見舞金の期間が満了する日の翌日から1年間の更新とすることができる。

(見舞金の申請)

第5条 規約第8条第2項に定める「傷害が完治したとき」とは、治療にあたった医師が発行した診断書等に記載された診断期間の最終日をもって完治した日とする。

ただし、診断書等に記載された診断期間の記載がない場合は、医師による最終の診断日をもって完治した日とする。

2 規約第8条第4項の会長が必要と認める場合とは、会員に手続きできない明確な理由があり、会員からの委任手続きの申出を必要とする。

(見舞金の制限)

第6条 規約第12条に規定する「会員の故意又は重大な過失」とは、次に掲げるものをいう。

(1)会員又は受取人の故意によるもの

(2)会員の自殺行為、犯罪行為、飲酒によるもの

(3)無資格運転又は酒気帯び運転によるもの

(4)会員の脳疾患、循環器疾患、呼吸器疾患、その他運動により重篤な結果を引き起こす可能なある疾患、疾病又は心神喪失に起因するもの

(5)会員の妊娠、出産、流産、外科的手術その他医療処置受診中によるもの

(6)会員の自覚症状でしかないもの

2 見舞金の給付を既に受けた者が、同一年度中にスポーツ活動を再開した後に、同一の障害等で治療を受ける事態となった場合には、その障害は、見舞金給付の対象としない。

(事務処理)

第7条 委員会の事務所はNPO 法人八代市スポーツ協会事務局（総合体育館内）におく。

(委 任)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 記

1 この細則は、規約の附則に準じて施行する。

2 令和4年6月1日一部改正。